

選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書（案）

近年、女性の就業者数が増加し、社会進出が進む中で、結婚後も仕事を続ける女性が大半を占めている。しかし、現行の民法第 750 条に基づく夫婦同姓制度により、結婚した女性の約 96%が姓を変更せざるを得ない状況に置かれている。

さらに、結婚前の姓を使用しようとする場合にも、生活や職場において一定の困難が伴う。この改姓は、これまで築き上げた社会的信用や実績に影響を与えるだけでなく、晩婚化が進む現代社会において、社会的不利益や精神的苦痛をもたらす要因にもなっている。

現代では、平均初婚年齢が 30 歳前後に達し、結婚前に築いた社会的信用や資産を基盤に生活する男女が増加している。そのため、結婚後に姓を変更することが不都合を招く事例が増え、個人のアイデンティティーに深刻な影響を及ぼすケースも少なくない。また、家族のあり方が多様化する社会において、選択的夫婦別姓制度は、夫婦が同姓または別姓を自由に選べる権利を保障し、個々の価値観やライフスタイルを尊重する社会の実現に寄与する重要な仕組みである。この制度を導入することで、自分らしい生き方を選択しやすくなり、未来世代にとっても時代にふさわしい社会となることが期待される。

選択的夫婦別姓制度については、平成 3 年から法務省法制審議会で議論が開始され、平成 8 年には民法の一部を改正する法律案要綱が答申された。その後、政府は平成 8 年及び平成 22 年に改正法案を準備したが、国民の意見が分かれたことから、いずれも国会への提出には至らなかった。

政府は旧姓の通称使用を拡大する取組を進めているが、通称使用には、ダブルネームを使い分ける手間や、識別ミスリスクといった課題が指摘されている。これに対し、日本経済団体連合会は令和 6 年 6 月 18 日、「選択肢のある社会の実現を目指して」と題する提言書を提出し、選択的夫婦別姓制度の早期実現を強く求めた。

しかしながら、夫婦同姓が社会的に定着していることは留意すべき事実である。特に、夫婦が異なる姓を名のることで、子どもにどのような影響が生じるかについては、入念に調査する必要がある。

仮に、いじめなどが起こり得るならば、制度導入のために個性や違いを尊重する教育などの環境整備も必要と考えられる。

よって、国及び政府においては、選択的夫婦別姓制度導入に係る検討を慎重に進めた上で、立法府の責任の下、選択的夫婦別姓制度を女性活躍の推進、男女平等及び男女共同参画に必要な制度として認め、多様な生き方ができる社会の実現に向け、選択的夫婦別姓制度導入に必要な法改正を行うよう強く求める

ものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

選択的夫婦別姓制度を直ちに導入することを求める意見書（案）

今年 10 月、国連の女性差別撤廃委員会は、日本政府に対し、選択的夫婦別姓制度の導入を求める 4 度目の勧告を行った。

委員会は日本政府に対し 2003 年以降、3 回にわたり総括所見において選択的夫婦別姓を実現するよう勧告し、特に前回 2016 年の総括所見では、選択的夫婦別姓をフォローアップ項目の一つとして 2 年以内に報告するよう求めていた。しかしながら日本政府は、この勧告に応え選択的夫婦別姓を実現するための法改正等を行っておらず、今年 10 月 17 日に行われた今回の日本審査においても、夫婦別姓を認めるかどうかは日本社会の家族の在り方に関わる重要な問題であって国民の理解が必要であり、婚姻によって姓を変えた人が不利益を被らないよう旧姓の使用拡大に努めてきたなどと述べていた。

これに対し今回の総括所見では、夫婦同姓を義務付ける民法第 750 条の改正に全く進展が見られないと厳しく指摘した上で、女性が婚姻後も旧姓を保持できるよう夫婦の姓の選択に関する法律を改正することを勧告すると 4 回目の勧告を行ったものである。

現行の民法第 750 条では、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」と定められている。夫婦同姓が義務づけられている下で、改姓をするのは現在も 95% が女性であり、改姓や旧姓の通称使用による不便や不利益の多くが女性に押しつけられている。

近年国内では、各種世論調査において、選択的夫婦別姓制度の導入に賛成の割合は、反対の割合を大きく上回っている。日本経済団体連合会は今年 6 月、選択的夫婦別姓の早期実現を求める提言を公表し、業界や世代を超えて反響が広がった。地方議会においても国に対する選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書を可決する動きが加速しており、今年 10 月時点で 426 件にのぼっている。

法務大臣の諮問機関である法制審議会が選択的夫婦別姓制度の導入を含む民法の一部を改正する法律案要綱を既に 1996 年に答申している。それから 30 年近くが経過した現在も、日本政府は実現に向けた措置を行っておらず、日本は世界で唯一同姓を強制する国となっている。日本政府が、国連の女性差別撤廃委員会の度重なる勧告にもかかわらず、放置し続けることはもはや許されることではない。

よって国及び政府においては、夫婦同姓の強制を定める民法第 750 条を改正し、以下のとおり子どもをはじめその家族の姓に関わる関連法令などについて改善を図るとともに、希望する者は婚姻前の姓を保持したまま婚姻することができる選択的夫婦別姓制度を直ちに導入することを強く求める。

記

- 1 憲法で保障された個人としての尊重を踏まえ、結婚後に同姓を強制する制度を廃止し、多様化した家族観を反映し、夫婦別姓制度を導入すること。
- 2 夫婦別姓制度の導入にあたっては、子どもの姓は、それぞれの子どもの出生時に定めることとし、子どもが18歳になった時点で本人の申し立てにより変更できるようにすること。
- 3 民法や戸籍法などに残る家族に関する法律上の差別規定を全面的に見直し改善すること。

以上、地方自治法第99条の規程により意見書を提出する。